

公的年金からの特別徴収制度が 平成28年10月から見直されます



税務課市民税係 ☎ 0 8 2 4 - 7 3 - 1 1 4 6

広島県地方税納税
推進キャラクター
「ささえくん」

仮特別徴収税額の算定方法の見直し

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（4・6・8月）を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の2分の1に相当する額とします。年税額は変わりません。

算定方法

	現行(本年8月分まで)	改正後(本年10月分から)
仮特別徴収税額 (4・6・8月の各月分)	前年度の 本 特別徴収税額 ÷ 3	前年度の 年税額 の半額 ÷ 3
本特別徴収税額 (10・12・2月の各月分)	その年の年税額から仮特別徴収税額を引いたもの ÷ 3	

(例)65歳以上のAさん 個人住民税額＝60,000円

年度	年税額	現行		改正後	
		仮特別徴収税額 (4・6・8月の各月分)	本特別徴収税額 (10・12・2月の各月分)	仮特別徴収税額 (4・6・8月の各月分)	本特別徴収税額 (10・12・2月の各月分)
28	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
29	36,000円 (医療費控除の増による)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
30	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
31	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

他市町村へ転出した場合の公的年金からの特別徴収の継続

個人住民税の公的年金からの特別徴収対象者が他市町村へ転出した場合は、特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替えていましたが、一定の要件(※)の下、当該年度中の特別徴収が継続します。なお、次のケースが今回の改正で、特別徴収が継続されることとなります。

※介護保険料が公的年金から天引きされていない方や、個人住民税の特別徴収税額が公的年金支給額より多い方は対象となりません。

特別徴収が継続されるケース

1. 庄原市を転出し、庄原市の介護保険被保険者でなくなったとき
2. 所得税の確定申告や市・県民税の申告などにより、税額が変更となったとき
3. 公的年金等支払者からの再裁定による支払金額等の訂正通知により、所得額及び所得控除額が変更となり税額が変更となったとき